

有効期間満了日 令和4年3月31日

熊生企第322号

令和2年4月30日

児童虐待事案対応上の留意事項について（通達）

児童虐待への対応については、「児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について（通達）」（令和元年12月23日付け熊少第474号。以下「基本通達」という。）等に基づき、適切な対応に努めているところ、各警察署においては、下記の点に配意し、対応に万全を期されたい。

記

1 児童虐待担当部門と事件主管部門の連携強化

児童虐待が疑われる事案を認知した際には、警察署の児童虐待担当課の担当者は、当該事案の認知時の警察の取扱状況や、被害児童に係る関係機関の関与状況等を十分確認・把握すること。

特に、事案認知後直ちに事件化に至らず、継続捜査となったものについては、事件主管課（係）と相互に連携し、捜査上の保秘に配意しつつ、捜査の進捗状況や事件着手のタイミング等、捜査情報の共有を図るなど、対応状況の確認・把握を怠らないよう留意すること。

2 確実な記録化

児童虐待事案への対応については、基本通達において、対応状況等の確実な記録化が指示されているところである。

警察における対応はもとより、児童相談所、市町村（要保護児童対策地域協議会を含む。）、学校及び病院等関係機関との情報共有や連絡調整に際しては、その経緯を明確にしておくため、警察・関係機関双方の発言内容まで細大漏らさず記録すること。

3 児童虐待事案の速報の徹底

児童虐待が疑われる事案の認知時の速報については、基本通達において指示しているとおりであり、今後も引き続き確実な速報を行うこと。